

令和2年度

港湾及び空港における工事安全対策業務

特記仕様書

令和2年2月
国土交通省 関東地方整備局

1. 業務概要

本業務は、関東地方整備局港湾空港部における港湾、空港に関連する建設現場での工事安全施工の促進を図るとともに、建設現場に関わる当局職員及び現場で働く作業員並びに元請職員の安全意識の向上を図り、労働災害を未然に防止することを目的として、関東地方整備局港湾空港部が定めた工事安全アドバイザー制度要綱に基づき、建設現場安全パトロール（以下、「現場点検」という）及び工事安全講習会の運営補助を行うものである。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

2. 履行期間

令和2年 4月 1日から、令和3年 2月26日までとする。

3. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	参考数量	摘要
事前協議					
事前協議		回	1		
工事安全施工促進の活動支援					
現場点検等実施計画書作成		式	1		
工事安全講習会教材の検討・作成		式	1		
現場点検等報告書作成		式	1		
工事安全アドバイザー事務局の補助業務					
名簿の更新		式	1		
工事安全アドバイザー編成表作成		式	1		表-1参照
意見交換会の開催		回	1		
報告					
最終報告		回	1		
成果物					
報告書		式	1		

4. 業務仕様

4-1 総 則

(1) 本特記仕様書の定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 平成31年3月)の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書等の改定により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

(2) 本業務は、関東地方整備局港湾空港部が定める「工事安全アドバイザー制度要綱」、「工事安全アドバイザー制度要綱取扱規定」及び「工事安全アドバイザー活動実施要領」に則り遂行するものとする。

4-2 事前協議

(1) 業務実施に先立ち、業務内容等について調査職員と十分な打合せを行うものとする。

4-3 工事安全施工促進の活動支援

(1) 現場点検等実施計画書作成

現場点検及び工事安全講習会の実施計画書を作成し、調査職員並びに事務所担当職員に提出するものとする。

なお、計画の策定にあたっては、事前に事務所担当職員と打合せを行うものとする。また、作成した実施計画書は、現場点検及び工事安全講習会を担務する工事安全アドバイザーに周知するものとする。

(2) 工事安全講習会教材の検討・作成

当局職員向けの工事安全講習会の教材作成にあたり、過年度検討された港湾及び空港工事における事故発生事例に基づく分析結果を更新し、再発防止対策が現場で遵守されるための適切な周知方法及び指導方法について教材に反映するものとする。

なお、作成した教材は事前に調査職員に提出するものとする。

(3) 現場点検等報告書作成

工事安全アドバイザーが実施した現場点検及び工事安全講習会の結果を取りまとめた報告書を作成し、調査職員並びに事務所担当職員に提出するものとする。

なお、現場点検の結果を取り纏めるのに必要な記載内容等について、工事安全アドバイザーに指導・助言を行うとともに、工事安全講習会での質疑内容等について、担当した工事安全アドバイザーから聞き取りを行い報告書に反映するものとする。

4-4 工事安全アドバイザー事務局の補助業務

(1) 名簿の更新

1) 業務実施に先立ち、全ての工事安全アドバイザーに対し、継続意思及び登録内容に関する変更の有無を確認するものとする。

- 2) 登録内容に変更及び抹消等が生じた場合、定められた手続きに従い申請を行わせるとともに、名簿を更新するものとする。
- 3) 当局が行う公募の結果、新たに工事安全アドバイザーが認定された場合は、名簿の更新を行うものとする。
- 4) 工事安全アドバイザーが、現場点検、工事安全講習会及び意見交換会を実施した活動記録は、名簿に記録するものとする

(2) 工事安全アドバイザー編成表作成

現場点検及び工事安全講習会を担務する工事安全アドバイザーを選し、その実施要請を行うものとする。但し、人選にあたっては事前に本人の了解を得るものとする。また、その結果を編成表として取り纏め、調査職員に提出するものとする。

なお、現場点検及び工事安全講習会の概要は以下のとおりである。

- 1) 現場点検は原則1日/回で実施するものとし、対象工事は事前に当局から提示する。
- 2) 鹿島港及び千葉港（又は木更津港）は、現場点検と工事安全講習会を2日間に分けて実施することを想定している。
- 3) 現場点検は、2名以上の工事安全アドバイザーにより実施するものとする。ただし、工事安全講習会は現場点検と同日に実施できるが、現場点検を担当する工事安全アドバイザーが兼務してはならない。
- 4) 現場点検に伴う事務所から工事現場までの交通手段及び工事安全講習会の開催に必要な会議室については、当局が提供する。

なお、工事安全講習会の開催については、各事務所会議室を想定している。

- 5) 現場点検及び工事安全講習会の実施回数は、表-1のとおりとする。また、発注計画及び工事進捗状況等により見直しする必要がある場合は、調査職員の指示によるものとする。

なお、これに伴う変更契約は履行期間の末日までに行うものとする。

表-1 現場点検及び工事安全講習会の実施回数

港区等名称	現場点検 実施回数	工事安全講習会 実施回数	摘要
茨城港	1	※鹿島港と同時開催	茨城港出張所（1日×1回）
鹿島港	1	1	鹿島港湾・空港整備事務所（2日×1回）
千葉港（又は木更津港）	1	1	千葉港湾事務所（2日×1回）
東京港	1	1	東京港湾事務所（1日×1回）
東京国際空港	2	1	東京空港整備事務所（1日×2回）
川崎港	1	1	京浜港湾事務所（1日×1回）
横浜港	1	※川崎港と同時開催	京浜港湾事務所（1日×1回）
東京湾中央航路	1	1	東京湾口航路事務所（1日×1回）
特定離島（沖ノ島及び南島）	—	1	特定離島港湾事務所（1日×1回）
	9	7	

(3) 意見交換会の開催

工事安全に関する最新情報の周知並びに工事安全アドバイザーの活動における課題等を把握するため、工事安全アドバイザー及び事務局が参加する意見交換会を開催するものとする。

4-5 報告

(1) 本業務の遂行にあたっては、最終報告を1回行うものとする。

5. 成果物

5-1 報告書

(1) 報告書のとりまとめ方法及び添付する資料については、調査職員と協議しなければならない。

(2) 「紙」による報告書を1部提出するものとする。

なお、報告書の体裁は、A4判とし、図面は縮小A3判折込を標準とする。また、電子データで作成された報告書の原稿は、電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で1部提出するものとする。

(3) 報告書の提出先は下記のとおりとする。

関東地方整備局 港湾空港部 工事安全推進室
〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57

6. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. その他

(1) 本業務に必要な資料については、契約後に調査職員から提供するものとする。

なお、工事安全アドバイザーの個人情報及び現場点検等で知り得た情報を第三者に漏らすことがないように取り扱いには十分留意して本業務を遂行するものとする。

(2) 工事安全アドバイザーの運營業務として「工事安全アドバイザー活動実施要領」に基づき、傷害保険に加入するものとする。

なお、保険加入の対象は、現場点検及び工事安全講習会の活動に伴う人員とする。

(3) 技術提案

1) 技術提案履行計画書

受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。

なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。

2) 技術提案履行計画書の変更

発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

3) 技術提案書不履行の場合の措置

受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

4) その他

技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

(4) 本業務において疑義が生じた場合は調査職員と協議するものとする。

— 以 上 —

工事安全アドバイザー制度要綱

(目的)

第1 この要綱は、関東地方整備局港湾空港部（以下「当局」という。）管内における港湾、空港関係業務に関連する建設現場での労働災害を防止するため、「工事安全アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）制度」を設け、工事安全施工の促進を図るとともに建設現場での安全意識の向上を図り、労働災害を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、アドバイザーとは、港湾・空港関連の公共工事の監督及び検査又は、安全管理の業務に長年携わり、専門的な知識及び技術的な経験を有する者で当局が認定した者をいう。

2. この要綱において、建設現場とは、当局管内の各事務所が施工している請負工事（調査を含む。）の現場をいう。

(アドバイザーの要件)

第3 アドバイザーは、以下の要件を満たす者でなければならない。

- ① 港湾・空港関連の公共工事の監督及び検査又は、安全管理の業務に長年携わり、専門的な知識及び経験を有していること。
- ② 当局管内に在住していること。
- ③ 心身共に健康で、建設現場において自由に行動できること。

(アドバイザーの認定及び登録等)

第4 第3に掲げる要件を満たす者が認定を受けようとする場合は、年度当初に当局が公示する募集公告により認定の申請をするものとする。

2. 当局は、前項により申請した者について要件を審査し、具備していると認められた場合は、アドバイザー研修を受講させるものとする。

なお、審査した結果、要件を欠くと判断した場合は、その旨を本人に通知するものとする。

3. 当局は、アドバイザー研修を終了した者については、アドバイザーとして認定し、認定書を交付するものとする。

4. 当局は、認定書の交付を受けた者について、登録名簿にアドバイザーとして登録するものとする。

5. アドバイザーは登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請を行わなければならない。

6. 当局は、アドバイザーから登録内容の変更申請がなされた場合は、その内容を審査し、速やかに変更するものとする。

7. 当局は、アドバイザーに登録している者で要件を欠くと判断される事由が判明した場合及びアドバイザーより登録の抹消申請がなされた場合は、速やかにその登録を抹消し、その旨を本人に通知するものとする。

(アドバイザーの認定有効期間)

第5 アドバイザーの認定有効期間は、原則として3年間とする。ただし、更新を希望する者は、更新申請書を提出し当局が実施するアドバイザー研修を再受講しなければならない。

(アドバイザーの活動内容)

第6 アドバイザーは、当局の要請に基づき、建設現場の安全パトロール及び工事安全講習会を行い目的の達成に努めなければならない。

なお、具体的な活動内容については、別途定める「工事安全アドバイザー活動実施要領」によるものとする。

(アドバイザーの事務局)

第7 アドバイザー制度の円滑な運営を図るため、以下の業務を行う「工事安全アドバイザー事務局」(以下「事務局」という。)を設置するものとする。

- ① アドバイザーの認定・認定書交付
- ② アドバイザーの登録・名簿作成・保管
- ③ アドバイザーの派遣要請手続き
- ④ アドバイザー活動記録の審査・保管
- ⑤ アドバイザー研修会の実施
- ⑥ アドバイザー活動の円滑な運営を図るための物資等の支援
- ⑦ その他、制度の円滑な運営にかかる業務

2. 事務局は、関東地方整備局港湾空港部工事安全推進室に設けるものとする。

(その他)

第8 この要綱の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

1. この要綱は平成18年12月12日から施行するものとする。

2. 平成29年4月1日 改正

工事安全アドバイザー制度要綱取扱規程

関東地方整備局港湾空港部工事安全アドバイザー制度要綱（以下「要綱」という。）の取扱について、次のとおり定める。

1. 要綱第3項①の「港湾・空港関連の公共工事の監督及び検査又は、安全管理の業務に長年携わり、専門的な知識及び経験を有していること。」とは、監督及び検査又は、安全管理の業務に通算3年以上の経験がある者又は対象役職が3箇所以上の職歴がある者あるいは職歴上それと同等と当局が認めた者とする。
2. 要綱第3項③の「心身共に健康で、建設現場において自由に行動できること。」とは、原則として70歳未満の者とする。ただし、当局が認めた場合は、この限りではない。
3. 要綱第4項1の認定の申請については、別紙様式①に定める「工事安全アドバイザー認定申請書」に必要事項を記載し、事務局に提出するものとする。
4. 要綱第4項2のアドバイザー研修とは、要件を具備している者にアドバイザーとして必要な知識を習得させる研修のことで、事務局が実施する。
5. 要綱第4項3の認定書については、別紙様式②「工事安全アドバイザー認定書」のとおり定める。
6. 要綱第4項4の登録名簿については、別紙様式③「工事安全アドバイザー登録名簿」のとおり定める。
7. 要綱第4項5、6及び7並びに第5項の抹消・変更申請及び更新申請書については、別紙様式④「工事安全アドバイザー（更新・抹消・変更）申請書」のとおり定める。
8. 要綱第4項7の要件を欠くと判断される事由が判明した場合とは、要綱第3項の要件に関わる事項の虚偽の記載及び刑事罰（禁固刑以上）を受けた場合とする。

工事安全アドバイザー活動実施要領

第1 概要

この要領は、「関東地方整備局港湾空港部工事安全アドバイザー制度要綱」第6の規定に基づき、工事安全アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）活動の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 アドバイザーは、工事安全施工の促進を図るとともに建設現場に関わる当局職員及び現場で働く建設作業員並びに元請け職員の安全意識の向上を図り、労働災害を未然に防止するため、関東地方整備局港湾空港部（以下「当局」という。）の要請により次の活動を行うものとする。

1. 建設現場安全パトロール（以下「安全パトロール」という。）

・現場点検

- ・ 施工計画書（安全編）の現場確認
- ・ 作業許可書、施工体制、安全衛生管理体制、建退共加入状況、緊急連絡制等の確認
- ・ 同上掲示状況の確認
- ・ 安全パトロールにおいて、不安全状況、不安全行為、不安全行動の点検
- ・ 別に定める安全点検チェックリスト（「作業船団」「作業ヤード」「施工現場」等具体的に分類）に基づく現場確認

2. 工事安全講習会の実施

第3 現場点検

1. 現場点検は、当局管内各事務所それぞれ年間2回程度とする。
2. 現場点検の対象工事については、各事務所において年度当初に抽出する。
3. 現場点検対象工事に派遣するアドバイザーは、対象工事一件につき2～3人とし、その人選については、事務局において行い、各事務所及び各アドバイザーに通知する。
4. 現場点検に先立ち、事前に確認する資料等（施工計画書等）がある場合は、アドバイザーが事務所に閲覧を要請できるものとする。ただし、コピー等による複製を作成してはならない。
5. 事務所はアドバイザーが閲覧を要請した内容に総合評価落札方式の技術課題、提案に関わる内容が含まれる場合は閲覧を拒否できるものとする。
6. 現場点検の実施時期等については、事前に事務所とアドバイザーとが十分調整して決定する。なお、原則として請負業者には予告なしで実施することができるものとする。

7. 現場点検は、事務所職員とアドバイザーで行うものとし、必要に応じ立会者として、事務所工事担当職員（監督職員）及び現場代理人等に要請できるものとする。ただし、現場代理人等に対する要請等がある場合は、事務所工事担当職員を介して行うものとする。

第4 意見交換

1. 現場点検終了後、アドバイザーは事務所職員及び事務所工事担当職員と点検結果について意見交換を行うものとする。
2. 意見交換の質疑応答は、点検結果と併せて記録を保存するものとする。

第5 報告

アドバイザーは、報告書を5日以内（原則として土日祝祭日を除く5日以内）に事務所長に提出しなければならない。

第6 工事安全講習会の実施

1. アドバイザーは、当局の要請により工事安全講習会を企画・立案し、事務局と十分調整して実施するものとする。
2. 工事安全講習会の講師はアドバイザーが担当するものとする。

第7 活動実施に伴い必要となる物資等の支援

アドバイザーの活動が円滑に行われるよう、事務局は、以下の物資等を必要に応じて可能な範囲で提供又は貸与する。

1. ヘルメット、作業服、腕章、安全靴、安全帯、ライフジャケットの貸与
2. 移動手段の提供（現地におけるものに限る）
3. 傷害保険の加入および加入料の支弁
4. 現地までの旅費の支弁（国家公務員旅費規程に準じる。）